

2. 研修対象

本財団で実施する児童厚生員等研修への参加及び認定児童厚生員資格の対象者は、次のとおりです。

1. 児童館職員	(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条2による児童の遊びを指導する者（児童厚生員）
	(2) 上記以外の施設長等
2. 放課後児童クラブ職員	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第10条第3項に基づき、市町村条例で定められた放課後児童支援員

※児童福祉法 第40条に定める**児童館**、及び同第6条3第2項に定める**放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**に従事する**現任者**が対象となります。

但し、以下のいずれかに当てはまる場合は、研修会への参加及び認定児童厚生員資格は取得できません。

1. 児童福祉法に定める児童館、放課後児童クラブの所属でない場合。
2. 学生アルバイト、またはボランティア（有償・無償を問わず）の場合。
3. 週3日未満、もしくは月12日未満の勤務の方（目安として年間勤務時間が1000時間未満）、夏休みなど長期学休期間のみ勤務している場合。
4. 研修会最終日から1年以内に離職の予定がある場合。
5. その他、本研修・資格の趣旨に合致しない場合。

-
- 上記事項について確認や問い合わせをさせていただくことがあります。
 - また、勤務状況を証明する書類の提出を求めています。

3. 研修種別と設定科目

STEP 1

基礎研修

児童館・放課後児童クラブの初任者を対象とした研修です。

1 「児童厚生員等基礎研修会」

児童館・放課後児童クラブの基本的機能や児童健全育成の目的、児童期の発達課題や遊びの意義等の理論科目と、具体的プログラムなどの指導技術を修得する実技科目を設定しており、子どもや保護者への適切な援助と指導技術の向上を目指します。

2 「地方分散型児童厚生員等基礎研修会」(育成財団委託研修)

各都道府県内で育成財団の研修体系に準拠した児童厚生員等基礎研修会が開催されています。施設単位での研修や広域の研修の機会が少ない職員の方々にも、参加しやすい仕組みとなっています。各地での研修の科目・日程・回数は、育成財団が承認した県児連等がそれぞれ設定しています。

認定科目



児童館の目的を理解する群				
No.	研修科目	時間(分)	科目の意図	内容
1	健全育成論	120	児童福祉の視点から、健全育成の理念・内容・方法について理解する。	健全育成の理念、具体的内容、現代の子どもの課題、遊びの健全育成上の意義。
2	児童館論Ⅰ	90	児童館の法的根拠、施設規模別特徴、施設特性等の概要を理解する。	児童館の法的根拠、施設規模別特徴、施設特性、「児童館ガイドライン」に基づいた機能や役割。
3	児童館論Ⅱ	90	児童館の現状と課題を理解し、具体的活動内容と運営上のポイントを理解する。	子ども・子育て支援事業等の施策との関係、児童館の基本的活動内容、中・高生世代支援、虐待、相談などの発展的活動内容。

児童の発達および指導の基本を理解する群				
No.	研修科目	時間(分)	科目の意図	内容
4	児童の発達理論	90	児童の遊びや生活、環境と発達の関連について理解する。	乳幼児期から思春期までの定型発達、それに応じた援助。
5	配慮を要する児童の対応	120	発達障害等の配慮を要する児童を理解し、具体的な対応方法や他機関との連携について学ぶ。	発達障害等の配慮を要する児童の特徴、児童・保護者への支援、他児童への配慮、他機関との連携。
6	安全指導・安全管理	90	施設・活動における安全指導・安全管理、児童の健康管理について理解する。	事故予防と対応、災害への備えと危機管理、安全指導、健康衛生管理。
7	救急法（実技）	180	心肺蘇生法や応急処置法を中心に、救急法の知識・技術を習得する。	心肺蘇生法（加えて AED の扱い方）、応急処置法。※詳細はP13を参照

対人援助の理論と方法を理解する群				
No.	研修科目	時間(分)	科目の意図	内容
8	個別援助活動	120	ケースワークの原則や特徴、実践方法を理解する。	個別援助の意義と必要性、ケース会議・記録、相談援助の方法。（演習を含む。）
9	集団援助活動	120	グループワークの原則や特徴、実践方法を理解する。	グループワークの原則、展開過程、プログラム作成のポイント、プログラム素材の意味、プログラム分析の視点。（演習を含む。）
10	地域福祉活動	120	コミュニティワークの原則や特徴、実践方法を理解する。	コミュニティワークの原則、展開過程（広報、アウトリーチ、地域連携、社会資源の活用、組織化、他）。（演習を含む。）

遊び等の指導技術を習得する群				
No.	研修科目	時間(分)	科目の意図	内容
11	ゲーム・運動遊び（実技）	90	健全育成に資する様々な集団ゲームや運動遊びについて、具体的方法やプログラムの進め方を習得する。	レクリエーションゲーム、身近な野外活動、体力を増進する遊び、伝承遊び、科学的な要素のある遊び等。
12	表現活動（実技）	90	健全育成に資する様々な表現活動について、具体的方法やプログラムの進め方を習得する。	造形遊び、音楽・リズム遊び、身体を使った表現遊び、コミュニケーション遊び、読み聞かせや紙芝居、その他、児童文化財やメディアを活用した遊び等。

STEP2

中堅研修「全国中堅児童厚生員等研修会」

児童健全育成に携わる中堅層の職員のための研修です。

児童館・放課後児童クラブを地域福祉の観点から巨視的に捉えると同時に、子どもの健全育成や子育て支援活動の総合的理解を深めます。

認定科目

No.	研修科目	科目の意図	内容
1	地域福祉演習	地域福祉活動の展開方法を体験的に学ぶ。	地域福祉の実践事例、地域福祉演習、他。
2	レポートⅠ	実践レポートの作成方法を学び、実際に作成する。	実践をまとめる視点、文章構成、レポートの書き方、レポート作成実習、評価の視点、他。
3	事例研究Ⅰ	事例を素材として、課題の捉え方や対処法を討議し、考察力を深める。	事例研究とは、事例研究の方法、事例研究演習、演習のまとめ、他。
4	特別講義	時宜に即して必要とされる新たな知識や情報を得て見識を広げる。	最新の施策動向、現代の子どもの課題、これからの健全育成活動のあり方、中堅職員としての心得、他。

STEP2+

児童厚生一級特別セミナー

児童厚生一級指導員資格取得者が、児童健全育成に関する最新の情報を学ぶとともに、自らが実践報告に取り組み、プレゼンテーションの力を高めます。

認定科目

No.	研修科目	科目の意図	内容
1	特別講義	子どもに関連する最新の知識や情報を得て見識を広げる。	現代の子どもの課題、これからの健全育成活動のあり方、その他、子どもの健全育成に関連する最新のテーマ。
2	実践報告	自らの実践をソーシャルワークの視点から整理し、プレゼンテーションする力を養う。	自らの実践についてのプレゼンテーションとそのスーパービジョン、客観的評価。

STEP 3

上級研修「全国児童厚生員等指導者養成研修会」

地域の児童健全育成活動についてリーダー的立場にある児童厚生員等を対象とした研修です。
子どもや家庭、地域の直面する課題や、これからの児童健全育成活動について総合的に考察し、地域のオピニオンリーダー、または児童福祉施策のスーパーバイザーの養成を目指します。

認定科目

No.	研修科目	科目の意図	内容
1	現代社会と児童	児童を取り巻く社会環境の現状を把握し、今後の課題について考察する。	現代の子どもの現状と課題、これからの健全育成活動のあり方、他。
2	成育相談の理論と実際	児童の発達や福祉増進に関する相談活動のあり方について学ぶ。	相談援助の理論と演習、他。
3	運営・管理	施設を運営・管理するための方法について統括的に学ぶ。	運営のオープン化、組織の機能化、職員の活性化、施設の快適化、活動の安全化、財務の健全化、コンプライアンス、他。
4	レポートⅡ	実践で築き上げた理論を客観的に検証しつつ、小論文を作成する。	実践を理論化する方法、文章構成、論文の書き方、実習、評価の視点、他。
5	事例研究Ⅱ	事例を素材として、課題の捉え方や対処法を討議し、考察力を深める。	事例研究の意義と方法、事例研究演習、演習のまとめ、他。
6	特別講義	時宜に即して必要とされる新たな知識や情報を得て見識を広げる。	最新の施策動向、他。

1. 資格制度の目的・経緯

認定児童厚生員資格は、育成財団が独自に認定し推進している制度です。その創設には、地域児童の福祉増進に大きく貢献しているにもかかわらず、児童厚生員（児童の遊びを指導する者）の専門性があいまいで不安定な立場で配置されているという背景がありました。

そこで、児童健全育成に従事する者が意図的、計画的に専門的知識・技術を身につけるための具体的指標として、平成4年4月から研修体系に連動した、この資格制度がスタートしました。以降、児童厚生員の研修参加や資質向上のモチベーションは格段に高まっています。

いくつかの自治体では指定管理者制度下における職員養成の仕組みとして、あるいは職員採用や雇用契約・更新等の優位要件等として、この認定資格を採用する児童館運営主体があります。そして、この制度をさらに確固たる公的な資格として広げていくことを目指しています。

	研修体系化の経緯	認定資格制度の経緯
昭和51年 (1976)	児童厚生員等研修会開始	
昭和61年 (1986)	中堅児童厚生員等研修会開始 県児連主催研修との連動	
平成4年 (1992)	児童厚生員等指導者養成研修会開始 児童厚生員等研修体系化	児童厚生員資格認定制度創設
平成8年 (1996)	研修体系変更	大学・専修学校での児童厚生員養成課程開始 承認した県児連等での資格認定事務委託実施
平成11年 (1999)	研修体系変更	資格制度改正
平成20年 (2008)		「児童厚生員資格認定委員会」設置
平成21年 (2009)	研修体系変更	資格制度改正 「児童厚生一級特別指導員」資格新設
平成23年 (2011)	研修体系変更	
平成27年 (2015)	研修体系変更	
平成29年 (2017)	研修体系変更	

2. 資格の認定システム

育成財団本部での認定

育成財団が主催する広域を対象とした研修において『児童厚生二級指導員』『児童厚生一級指導員』『児童厚生一級特別指導員』『児童健全育成指導士』の資格を取得することができます。

都道府県（指定都市）児童館連絡協議会（県児連）での認定

『児童厚生二級指導員』資格取得に必要な科目は、育成財団から委託する研修でも履修することができます。県内の児童厚生員を中心としながら、放課後児童支援員も参加することができる場合や、近隣県からの参加を受け入れている場合もあります。

県児連が未設置の府県や資格認定業務を行っていない県児連もありますので、研修予定や資格認定の実施状況等については各県児連に照会してください。

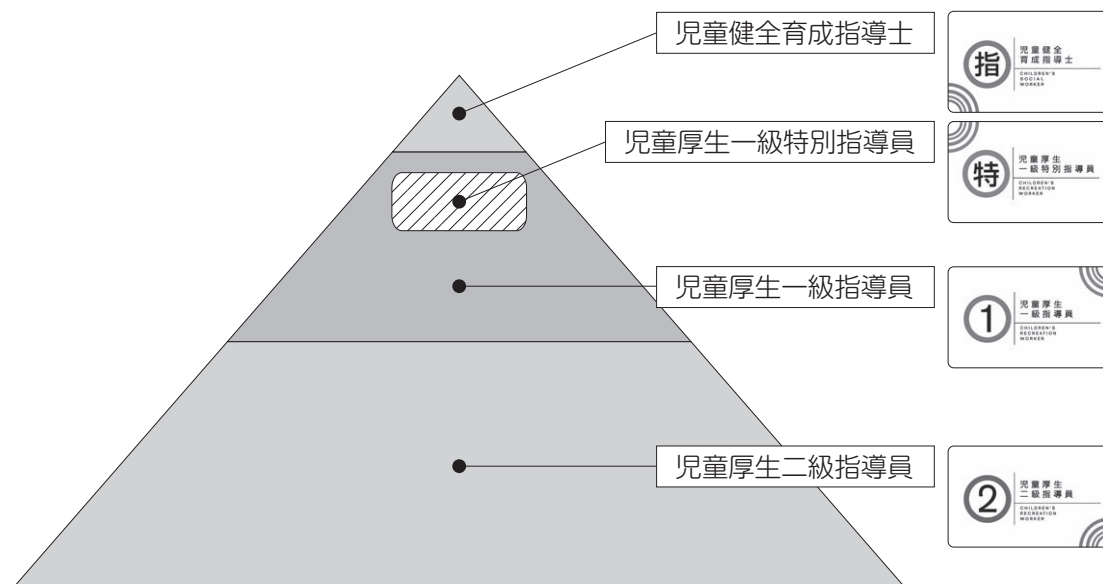
☞ 県児連の連絡先は育成財団のホームページから検索することができます。

児童厚生員養成校での認定

育成財団が認定する大学、短期大学、専修学校において所定の課程を修了した者は「児童厚生二級指導員」または「児童厚生一級指導員」資格を取得することができます。児童厚生員や放課後児童支援員として業務に就くことで活きる資格であり、養成校での認定児童厚生員資格取得者を優先採用する児童館運営主体も増えています。

☞ 全国の児童厚生員養成校は、育成財団のホームページから検索することができます。

3. 資格の種別と認定要件



児童厚生二級指導員

→ 資格の申請方法は P15 へ

2 児童厚生二級指導員
CHILDREN'S WELFARE WORKER

児童館・放課後児童クラブの機能と活動内容について理解を深め、子どもたちの遊びや生活を通した発達支援に直接的にかかわる職員のための基礎資格です。児童厚生員または放課後児童指導員に着任してから3年（36か月）以内に取得することが望めます。

【認定要件】

現任者研修での取得	①児童館・放課後児童クラブ（運営団体・担当行政機関含む）の有給従事者であること（P2『2. 研修対象』をご参照ください）。
※右記2つの要件を満たしていること	②育成財団が定める基礎研修の理論（必修9科目）と実技（必修3科目＋選択必修1科目）のすべてを履修すること。
養成校での取得	児童厚生員養成校において所定の単位を取得すること。（卒業と同時に発効する）

【有効期限】 無期限有効

児童厚生一級指導員

→ 資格の申請方法は P17 へ



児童館・放課後児童クラブで指導的役割を担うとともに、地域関係機関との調整や連携にあたる児童ソーシャルワーカーとして、地域における児童健全育成・子育て支援活動の推進に努める職員のための資格です。

【認定要件】

現任者研修での取得	①児童館・放課後児童クラブ（運営団体・担当行政機関含む）の有給従事者として5年（60か月）以上の勤務経験を有すること。
	②「児童厚生二級指導員」資格の認定要件を満たしていること。
※右記4つの要件を全て満たしていること	③育成財団主催の「中堅児童厚生員等研修会」を修了していること。
	④所定の資格認定試験に合格していること。 ※認定試験は「中堅児童厚生員等研修会」の日程に合わせて実施します。
養成校での取得	児童厚生員養成校において所定の単位を取得していること。（卒業と同時に発効する）

【有効期限】 無期限有効

児童厚生一級特別指導員

→ 資格の申請方法は P19 へ



「児童厚生一級指導員」のうち、特に秀でた実践力を持つ職員のための資格です。刻々と変化する子どもや地域の状況を把握し、しっかりに対応していただくため有効期限を設けています。

【認定要件】

※右記3つの要件を全て満たしていること	①児童館・放課後児童クラブ（運営団体・担当行政機関含む）の有給従事者として5年（60か月）以上の勤務経験を有すること。
	②「児童厚生一級指導員」資格を取得していること。
	③育成財団主催の「児童厚生一級特別セミナー」にて所定の課題（実践報告等）を修了していること。

【有効期限】 原則3年間（更新制）

児童健全育成指導士

→ 資格の申請方法は P20 へ



児童健全育成や子育て支援など児童福祉事業に精通するスーパーバイザーとして、経験に裏付けられた理論と実践力を持つ職員のための資格です。児童にかかわる行政施策に関与するなど、児童館・放課後児童クラブの発展に寄与するオーガナイザーを目指していただきます。

【認定要件】

※右記4つの要件を全て満たしていること	①児童館・放課後児童クラブ（運営団体・担当行政機関含む）の有給従事者として8年（96か月）以上の勤務経験を有すること。
	②「児童厚生一級指導員」資格を取得していること。
	③育成財団主催の「全国児童厚生員等指導者養成研修会」を修了していること。
	④所定の課題（実践論文）を作成し、審査を通過していること。

【有効期限】 無期限有効

資格別必修科目・課題一覧表（現任者研修体系科目）※1



科 目	所定時間	児童厚生 二級指導員	児童厚生 一級指導員	児童厚生一級 特別指導員	児童健全 育成指導士
I 児童館の目的を理解する群					
健全育成論	120 分以上	◎			
児童館論Ⅰ	90 分以上	◎			
児童館論Ⅱ	90 分以上	◎			
II 児童の発達および指導の基本を理解する群					
安全指導・安全管理	90 分以上	◎			
児童の発達理論	90 分以上	◎			
配慮を要する児童の対応	120 分以上	◎			
救急法 ※2	180 分以上	◎			
成育相談の理論と実際	120 分以上				◎
現代社会と児童	120 分以上				◎
III 対人援助の理論と方法を理解する群					
個別援助活動	120 分以上	◎			
集団援助活動	120 分以上	◎			
地域福祉活動	120 分以上	◎			
地域福祉演習・実習	適 宜		◎		
IV 遊び等の指導技術を修得する群					
ゲーム・運動あそび	90 分以上	◎			
表現活動	90 分以上	◎			
（上記 2 科目の何れかを選択）	90 分以上	○ ※3			
V 児童健全育成を総合的に理解する群					
運営・管理	90 分以上				◎
レポートⅠ	自己研修		◎		
レポートⅡ	自己研修				◎
事例研究Ⅰ	適 宜		◎		
事例研究Ⅱ	適 宜				◎
特別講義	適 宜		◎	◎	◎
認定試験	任意課題		◎		
実践報告	適 宜			◎	
実践論文	任意課題				◎
必 修 科 目 ・ 課 題 数		13	5	2	7

【注】 ※1 児童厚生員養成校における履修科目は別途定めるものとする。

※2 「救急法」は普通救命講習等の読み替えを基本とする。（P13 参照）

※3 ◎印は必修科目○印は選択必修科目。（いずれか 1 科目を再履修）

「ゲーム・運動遊び」と「表現活動」各 1 回に加え、どちらかを更に 1 回、都合 3 回履修するものとする。

4. 科目の有効期限と読替

科目の有効期限

履修した科目の有効期限は、それぞれ履修日より10年間です。

資格申請する際に失効した科目がある場合は、その科目のみを再履修する必要があります。

例：履修日 2024年4月1日
失効日 2034年4月1日

科目の読替

1 旧体系科目の読替

育成財団または県児連等が過去に実施した旧研修体系科目は、以下のとおり読み替えることができます。

読替科目の有効期限についても10年間となります。

現行の科目名	読み替えられる旧体系科目名
児童館論Ⅰ	← 児童館論
児童館論Ⅱ	← 放課後児童クラブ論
配慮を要する児童の対応	← 児童福祉援助技術総論

*旧体系「科学遊び」「身体表現活動」はどちらの科目にも読み替えることができます。

2 指定機関・団体による研修科目の読替

育成財団が指定する機関・団体が実施する研修会でも、認定児童厚生員資格の取得に必要な体系科目として以下のとおり読み替えることができます。

有効期限は証明書等の記載日から10年間となります。

育成財団が指定または承認（委託、共催、後援等）しない機関・団体による研修では同種のテーマであっても読み替えることができません。

ゲーム・運動遊び	① 児童健全育成推進財団主催 運動遊びプログラム「JUMP-JAM」 スタッフトレーニングの修了証（2科目分の扱いとなります）。 ※但しDVD視聴やオンラインで実施した2020・2021年度は対象外、2022年6月22日実施分は実施時間の観点から1科目分の扱いとなります
	② 児童育成協会（こどもの城）が主催していた「児童厚生員等実技指導講習会」での体系科目名が明記された修了証。
	③ 日本レクリエーション協会が認定する「レクリエーション・インストラクター」以上の資格認定証。または、そのために180分以上を受講したことを証明するもの。
	④ 日本キャンプ協会が認定する「キャンプ・インストラクター」以上の資格認定証。
	⑤ 日本シェアリングネイチャー協会が認定する「公認ネイチャーゲームリーダー」以上の資格認定証。
救急法	① 各市町村の消防署実施のもの ・普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれか ・上級救命講習（8時間） …普通救命講習の内容に加えて、小児・乳児の心肺蘇生、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を学ぶコース ・応急手当普及指導員（8時間×3日間） …普通救命講習、普通救命（AED）講習の指導要領を学ぶためのコース ※自治体によっては「市民救命士」などの名称を使用している場合があります。
	② 日本赤十字社各県支部実施のもの ・赤十字救急法（基礎講習） 4時間～5時間程度…「基礎講習修了者認定証」（赤十字ベーシックライフサポーター認定証） ・救急員養成講習 12時間程度…「赤十字救急法救急員認定証」 ※以下の認定証は読み替え科目として認められませんのでご注意ください。 ・赤十字幼児安全法…小児・乳児に対する処置に特化した講習 ・赤十字救急法（短期講習）…講習時間数の不足（2時間）

5. 資格の申請方法（現任者の方の手続き）

各研修会を修了し、認定要件を満たすと、資格を申請することができます。

詳しい申請方法は下記ページにそれぞれ詳しく掲載されています。よくお読みの上、申請していただくよう、お願いいたします。

- ・ 児童厚生二級指導員の申請方法 …………… P15
- ・ 児童厚生一級指導員の申請方法 …………… P17
- ・ 児童厚生一級特別指導員の申請方法 …………… P19
- ・ 児童健全育成指導士の申請方法 …………… P20
- ・ 資格申請、登録料について …………… P23
- ・ 認定児童厚生員資格 Q & A …………… P24
- ・ 申請前のチェックリスト …………… P29

※現任資格であるため、児童館、放課後児童クラブにお勤めでない方は申請することができません。詳しくは P2 の「研修対象」をご確認ください。

※資格申請から、お手元に認定証が届くまで、約 2 ヶ月かかります。余裕を持って申請してください。

※要件を満たさない申請書は返送、ならびに納付された料金を返金します。

児童厚生二級指導員の申請

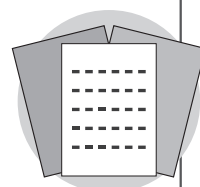
必要書類

1 「児童厚生二級指導員」申請書(様式1) ㊞ 育成財団ホームページからダウンロード可能
所定の申請書様式(P34)に必要事項を記入します。

2 証明書類

基礎研修の理論科目(必修9科目)と実技科目(必修3科目、選択必修1科目の合計4科目)の履修を証明する書類(写し)が必要です。

- ・「児童厚生員等基礎研修会」修了証、または科目履修証
㊞ 修了証、科目履修証の有効期限をご確認ください。
- ・承認した県児連等発行の履修証、または履修表
- ・読替に必要な認定証 等 ㊞ 修了証や履修証等は大切に保管してください。



育成財団主催の研修の場合、紛失等による再発行は手数料1,000円を申し受けます。
(様式6:P40) 育成財団以外が発行した証明書類は再発行することができません。

3 郵便振替受領証等の写し [育成財団事務局に直接申請する場合のみ]

下記費用を納付した証明(写し)を申請書に添付してください。
なお、郵便局での受領証や銀行ATM振込控をもって領収書にかえさせていただきます。インターネットバンキングの場合は振込日を所定欄に記入してください。



— 資格取得に要する費用 —

費用の納付方法は申請先によって異なります。

個人会員の方、または申請と同時に個人会員に入会する方は、費用を納付される前に算出表(P23)をご参照ください。

㊞ 申請料	2,000 円	
㊞ 登録料	3,000 円	㊞ 育成財団個人会員は 1,000 円に減免されます。

※個人会員制度については P42 を参照してください。

(受理した証明が必要な方は、**4 官製ハガキ**を1枚同封してください。受理日などを記載し、返送します。)

申請先

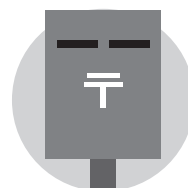
① 県児連

育成財団から資格認定業務を受託する県児連等に申請することができます。

県児連等に申請する場合は郵便振替等での費用納付ができませんので、費用の納付方法を確認してください。

ただし、資格認定をおこなっていない県児連もあります。

㊞ 県児連の連絡先は育成財団のホームページから検索することができます。



② 育成財団事務局（住所は裏表紙参照）

県児連等に申請できない場合は育成財団に直接申請してください。郵便局で必要となる費用を納付した後、受領書の写し③を貼った申請書を送付してください。

登録・認定の手順

- ① 認定要件や必要書類の不備等の略式審査、費用受領確認を経てデータ登録します。
- ② 「児童厚生二級指導員」の認定証および認定カードを発行し申請者に送付します。



郵便振替での納付方法

〔用紙〕 専用紙または郵便局備え付け用紙をご使用ください。

〔記入方法〕 下記記入例を参考にしてください。

郵便局の受領印が押された控えをコピーして申請書の所定欄に貼り付けてください。

郵便振替記入例 太枠内を記入してください。郵便局備え付け用紙を使用する場合は口座記号番号、加入者名も記入してください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号番号を記入 00 東京 001406 465899	金額 千 百 十 万 千 百 十 円	口座記号番号を記入 001406 465899	加入者名を記入 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口
加入者名を記入 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口	金額 千 百 十 万 千 百 十 円	加入者名を記入 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口	金額 千 百 十 万 千 百 十 円
申請する事項を記入 認定児童厚生員資格（2級） 個人会員（入会済み、入会希望、希望無し）	備考	振替払込請求書兼受領証	備考
おとこ（郵便番号 150-0002） 東京都渋谷区渋谷2-▲-■ ○○マンション△△号	日 附 印	おなま 150-0002 東京都渋谷区渋谷2-▲-■ ○○マンション△△号 育成 太郎	日 附 印
おなま 育成 太郎	料 金 円	料 金 円	備 考
（電話番号） 03 - 3486 - 5141			
裏面の注意 をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号 東第 49161 号） 印には何も記入しないでください。			

必ず都道府県から記入

この受領証は、大切に保管してください。

銀行振込での納付方法

ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュー)店 当座 0465899

口座名義：一般財団法人児童健全育成推進財団

児童厚生一級指導員の申請

申請の種類

- ① 通常申請……………「児童厚生二級指導員」資格をすでに取得している方の申請をいいます。
- ② 飛び級申請……………「児童厚生二級指導員」資格を取得していない場合であっても、それに必要な認定要件を満たしている場合は、「児童厚生一級指導員」資格を1回で申請することができます。

必要書類

1 「児童厚生一級指導員」申請書（様式2）

所定の申請書様式（P36）に必要事項を記入します。

☞ 育成財団ホームページから同様式をダウンロードすることができます。

2 証明書類

- ・「中堅児童厚生員等研修会」修了証（写し） ☞ 有効期限をご確認ください。
- ・認定試験合格通知（写し）

☞ 「飛び級」で申請する場合は、基礎研修の理論科目（必修9科目）と実技科目（必修3科目、選択必修1科目の合計4科目）の履修を証明する書類（写し）が必要となります。

☞ 修了証や合格通知は大切に保管してください。

紛失等による再発行は、手数料1,000円を申し受けます。（様式6：P40）

3 郵便振替受領証等の写し

下記費用を納付した証明（写し）を申請書に添付してください。なお、郵便局での受領証や銀行ATM振込控をもって領収書にかえさせていただきます。インターネットバンキングの場合は振込日を所定欄に記入してください。

— 資格取得に要する費用 —

個人会員または、申請と同時に個人会員に入会する方、飛び級の方は、費用を納付される前に算出表（P23）をご参照ください。また、郵便振替での納付方法については、P18を参照してください。

① 通常申請の場合（「児童厚生二級指導員」資格をすでに取得している方）

Ⓐ 申請料	2,000 円	
Ⓑ 登録料	4,000 円	☞ 育成財団個人会員は 2,000 円に減免されます。

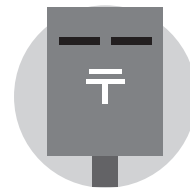
② 飛び級申請の場合

Ⓐ 申請料	2,000 円	☞ 前級の申請料は免除されます。
Ⓑ 登録料	7,000 円	☞ 育成財団個人会員は 5,000 円に減免されます。

※個人会員制度については P42 を参照してください。

申請先

裏表紙にある資格認定委員会事務局



登録・認定の手順

- ① 認定要件や必要書類の不備等の略式審査、費用受領確認を経てデータ登録します。
- ② 「児童厚生一級指導員」の認定証および認定カードを発行し申請者に送付します。



郵便振替での納付方法

〔用紙〕専用紙または郵便局備え付け用紙をご使用ください。

〔記入方法〕下記記入例を参考にしてください。

郵便局の受領印が押された控えをコピーして申請書の所定欄に貼り付けてください。

郵便振替記入例 太枠内を記入してください。郵便局備え付け用紙を使用する場合は口座記号番号、加入者名も記入してください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号番号 00 東京 0 0 1 4 0 6 4 6 5 8 9 9	金額 千 百 十 万 千 百 十 円	口座記号番号 0 0 1 4 0 6 4 6 5 8 9 9	金額 千 百 十 万 千 百 十 円
加入者名 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口	備考	加入者名 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口	備考
申請する事項を記入 認定児童厚生員資格 (1 級) 個人会員 (入会済み、入会希望、希望無し)		おなまえ 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-▲-■ 〇〇マンション△△号 育成 太郎	日 附 印
おとこ (郵便番号 150-0002) 東京都渋谷区渋谷 2-▲-■ 〇〇マンション△△号 おなまえ 育成 太郎	日 附 印	料 金 円	備 考
裏面の注意 をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東京 49161 号) 当には何も記入しないでください。		この受領証は、大切に保管してください。	

銀行振込での納付方法

ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0465899

口座名義：一般財団法人児童健全育成推進財団

児童厚生一級特別指導員の申請

飛び級申請

不可

必要書類や申請方法

児童厚生一級特別セミナー合格者への通知をご覧ください。

1 「児童厚生一級特別指導員」申請書 ※この冊子には添付されていません。

申請書は「児童厚生一級特別セミナー」実践発表合格者に配布します。

2 添付書類

- ・「児童厚生一級指導員」資格認定証、または認定カード（写し）

✉ 修了証や認定カードは大切に保管してください。

紛失等による再発行は、それぞれ手数料 1,000 円を申し受けます。（様式 6：P40）

— 資格取得に要する費用 — 無料

登録・認定の手順

- ① 認定要件や必要書類の不備等の略式審査を経てデータ登録されます。
- ② 「児童厚生一級特別指導員」の認定証および認定カードを発行します。



児童健全育成指導士の申請

飛び級申請

不可

必要書類

1 「児童健全育成指導士」申請書 ※この冊子には添付されていません。
育成財団に申請書様式を請求し、必要事項を記入します。

2 添付書類

- ・「全国児童厚生員等指導者養成研修会」修了証（写し）

☞ 修了証は大切に保管してください。

紛失等による再発行は、手数料 1,000 円を申し受けます。（様式 6：P40）

実践論文は「児童健全育成賞（数納賞）」に応募された実践報告の入賞（佳作以上）をもって換えます。詳しくは P21 児童健全育成賞公募要領を参照してください。



「児童健全育成賞」公募要領

一般財団法人児童健全育成推進財団

「児童健全育成賞」は、児童健全育成に関する優れた実践報告を褒賞する事業です。

1. 応募要領 (1) 対 象

児童福祉施設（児童館、児童養護施設等）、地域組織（母親クラブ、子ども会等）、放課後児童クラブ、こどもの居場所、家庭相談員、里親等における児童の健全育成に関する活動の具体的実践報告

(2) 応募の要件

- ① 応募者の実践に基づいた報告であること
- ② 一定期間（複数年以上）実践している児童健全育成活動であること
- ③ 個人情報やプライバシー等の倫理面の取り扱いに配慮していること
- ④ 業務に関わる実践報告は、所属長及び関係者の了解を得ていること
- ⑤ 再応募する場合は、その間の普及性や効果等を明記すること
- ⑥ 既に他団体の企画に応募した重複投稿、又は同じ内容についての実践報告は応募できないこと

(3) 書式・体裁等

- ① A 4 縦、横書き
- ② Microsoft Word 使用
- ③ 32 字× 25 行× 15 枚（12,000 字・字数厳守）
- ④ フォントは MS 明朝を使用し、和文で執筆する
- ❖ 表紙（所定書式）に、実践報告タイトル、目次、氏名、住所、電話番号、所属（職業）、プロフィールを記載する（表紙は原稿字数に含めない）
- ❖ 文章の区切り（節）ごとに内容を示す目次をつける
- ❖ 文中の図表の挿入は不可とする
- ❖ 見出しは文字数に含めない
- ❖ 空き行は詰める

(4) その他

- ① 原稿は、メール添付、電磁的記録媒体による提出が可能です
- ② 実践報告の内容について確認を行う場合があります
- ③ 応募原稿は返却しません

2. 審 査 学識経験者、行政担当者、現場実践者等で構成する運営委員による一次審査（予備審査）を経て、審査委員による二次審査（本審査）を行います。

【審査項目】(1) 活動の先駆性、普及性、社会的効果性
(2) 地域（地域住民、各施設、行政など）との連携状況
(3) 自己の活動への客観的検証
(4) 文章構成における論理性
(5) 実践記録としての価値

3. 褒 賞 入賞者には、賞状と賞金を贈ります。
原則として、児童健全育成賞 1 編、同佳作 4 編。

4. 発 表 入賞した実践報告は、日本児童学会誌『児童研究』に掲載されます。

（この褒賞事業は、昭和 51 年より旧称「数納賞」として実施されています）

詳細についてはお問い合わせ下さい。

6. 資格制度一覧表

	児童厚生 二級指導員	児童厚生 一級指導員	児童厚生一級 特別指導員	児童健全育成 指導士
該当する研修会	児童厚生員等 基礎研修会	中堅児童厚生員等 研修会	児童厚生一級 特別セミナー	児童厚生員等 指導者養成研修会
勤務経験	1 日以上	5 年(60か月)以上	5 年(60か月)以上	8 年(96か月)以上
飛び級申請	—	○	×	×
審査方法	書類審査	試験 + 書類審査	実践報告	実践論文 (児童健全育成賞等)
資格の有効期限	無期限	無期限	原則 3 年間	無期限
資格更新手続き	なし	なし	研修再受講と審査通過	なし
諸 費 用	申請料	2,000 円	無料	2,000 円
	登録料	3,000 円	無料	3,000 円
県児連等での認定	○	×	×	×
大学・短大等 (養成校)での取得	○	○	×	×

※個人会員の方は登録料が 2,000 円減免されます。

7. 申請者情報(登録・変更・更新)の取り扱い

申請者の情報管理

資格の発効は、資格取得者の申請書記載内容に基づくデータ登録日となります。個人情報 は 育成財団のプライバシーポリシーに則って取り扱い、資格登録や研修の案内等以外の目的に使用することはありません。

登録変更

資格申請書に記載された登録内容に変更が生じた場合は、様式 5 (P38) で育成財団事務局に届け出てください。

☞ 育成財団ホームページから同様式をダウンロードすることができます。

ただし、児童厚生員養成校での資格取得者は各校での管理となるため、登録内容の変更を育成財団でお受けすることはできません。

資格の更新

「児童厚生一級特別指導員」は、原則として 3 年に一度所定の研修に参加していただく必要があります。

それ以外の資格については、更新のための手続きや費用は不要です。

《 資格申請・登録料算出表 》

————→ YES

-----→ NO

	児童厚生二級指導員			児童厚生一級指導員					
	↓			↓					
	個人会員ですか※1			個人会員ですか※1					
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
		個人会員に入会しますか		二級取得していますか		二級取得していますか	個人会員に入会しますか	個人会員に入会しますか	
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
申請料	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	+	+	+	+	+	+	+	+	+
登録料	1,000円	3,000円	3,000円	2,000円	5,000円	4,000円	4,000円	7,000円	7,000円
			+			+		+	
個人会員年会費			3,000円			3,000円		3,000円	
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
合計	3,000円	5,000円	8,000円	4,000円	7,000円	9,000円	6,000円	12,000円	9,000円
			※2			※2		※2	

※1 個人会員の方で減免を希望する場合は、個人会員カードのコピーを添付して申請してください。

※2 申請と同時に個人会員に入会される場合は、年会費を含んだ額となります。

8. 認定児童厚生員資格Q & A

共通

- Q1** この資格の意義は何ですか？
またこれを取得したらどのようなメリットがありますか？
- A** 児童厚生員・放課後児童支援員として、必要な知識や技術を系統的に学んだ証となります。
運営主体によっては、待遇に反映している場合もあります。
- Q2** 申請してからどのくらいで認定証が届きますか？
- A** 時期によりますが、育成財団に直接申請された場合は、1.5～2ヶ月程度、県児連へ申請された場合はそれ以上の日数を要することがあります。
- Q3** 研修会修了証が旧姓で発行されていますが、使用できますか？
- A** できます。申請書の所定欄に旧姓を記入してください。
- Q4** 児童厚生員養成校（大学、短大等）で資格を取得したが認定証を再発行してもらえますか？
- A** できません。養成校での取得者は各出身校にご照会ください。

「児童厚生二級指導員」について

- Q1** 履修科目の有効期限が過ぎた場合は、その科目だけを取り直せばいいのですか？
- A** その通りです。失効した科目だけを再履修してください。一旦取得された二級「資格」は、期限は設けていません。
- Q2** 旧体系の履修表や履修証は無効ですか？
- A** 10年間有効です。旧体系の表記のまま申請書に添付していただいて差し支えありません。
- Q3** 履修した科目の有効期限とは、正確には10年目のいつですか？
- A** 履修した日から10年後の同日に失効します。
例：履修日が「2023年4月1日」の場合
→「2033年4月1日」失効

Q4 受講日や履修者氏名が記載されていない履修証は無効ですか？

A はい、無効となります。

Q5 「救急法」はどこで受けられますか？

A 各市町村の消防署等で実施される「普通救命講習」、または日本赤十字社の各県支部で実施される「救急法基礎講習」を受講することができます。
→P13 参照

Q6 他団体が発行する認定証で科目を読み替える際、有効期限はどうなりますか？

A 受講日から 10 年になります。

Q7 実技科目で「救急法」以外の科目を 4 科目以上履修している場合でも、「救急法」が必修になるのですか？

A はい、「救急法」は必修です。

Q8 所属する自治体に県児連がありませんが、どこで研修を受けられますか？

A 育成財団が毎年開催する児童厚生員等基礎研修会などにご参加ください。また、近隣県の児童館連絡協議会で他県の参加者を受け入れているところもありますのでご確認ください。

Q9 放課後児童支援員も県児連で研修を受けることができますか？

A 各県児連によって方針が異なりますので、それぞれ該当する県児連にお問い合わせください。県児連の連絡先は育成財団のホームページから検索することができます。

Q10 県児連で受講した履修表をなくしてしまいました。再発行できますか？

A 各県児連によって方針が異なりますので、それぞれ該当する県児連にお問い合わせください。県児連の連絡先は育成財団のホームページから検索することができます。

● 「児童厚生一級指導員」について ●

Q1 認定試験はいつ実施されますか？

A

中堅児童厚生員等研修会の日程に合わせて実施します。
詳細は育成財団ホームページ等でご確認ください。

Q2 認定試験は難しいですか？

A

研修を普通に受けていただければ、決して難しい内容ではありません。

Q3 試験を過去の研修で受けませんでした。これから一級資格を取得するにはどうすればいいですか？

A

規定の認定試験を受験していただくことになります。お申し込みについてはホームページ等でご確認ください。資格申請期限は中堅研修修了日から10年以内となります。

Q4 「児童厚生一級指導員」資格も有効期限はないのですか？

A

「児童厚生二級指導員」同様、有効期限は設けていません。

認定児童厚生員資格規程



(目的)

第1条 この資格制度は一般財団法人児童健全育成推進財団(以下「育成財団」という)が定めるものであり、児童厚生員等の専門職性を向上しその社会的地位の確立を図ることを目的とする。

(資格の種類)

第2条 資格の種類は、「児童厚生二級指導員」、「児童厚生一級指導員」、「児童厚生一級特別指導員」、「児童健全育成指導士」とする。

(資格の内容)

第3条 資格の内容はそれぞれ次の通りとする。

- (1)「児童厚生二級指導員」は、児童館・放課後児童クラブの機能と活動内容について理解し、遊びや生活を通して児童の健全な発達を支援する者とする。
- (2)「児童厚生一級指導員」は、児童館・放課後児童クラブの中で指導的役割を担うとともに、地域関係機関との調整や連携を促進するソーシャルワーカーとして児童健全育成活動の普及・発展に努める者とする。
- (3)「児童厚生一級特別指導員」は、児童厚生一級指導員の内容に加えて、時事課題等への取組などより積極的な自己研鑽をおこなう者とする。
- (4)「児童健全育成指導士」は、児童健全育成の専門家として高度な知識・技術・経験を有する者とする。また児童の福祉や教育にかかわる行政施策に参画するなど、児童健全育成活動を推進するための様々な活動をおこない児童館・放課後児童クラブの普及・発展に寄与する者とする。

(資格の対象)

第4条 資格の対象は次の通りとする。

- (1) 児童福祉法に基づく児童厚生施設または放課後児童健全育成事業の有給従事者。
※ボランティアは報酬の有無を問わず対象外とする。
- (2) 育成財団が認定する児童厚生員養成校（以下「養成校」という）の所定の課程に在学し、児童厚生員または放課後児童指導員を志す者。

(認定要件)

第5条 資格の取得には、前条に該当する者であって、それぞれ次の要件を満たすこととする。

- (1)「児童厚生二級指導員」は、次のいずれかとする。
 - ①育成財団が規定する研修体系の基礎研修の理論科目および実技科目の必要数を履修した者。
 - ②養成校において所定の課程を修了しその必要単位を取得した者。
- (2)「児童厚生一級指導員」は、次のいずれかとする。
 - ①児童館・放課後児童クラブで5年（60月）以上の勤務経験を有し、「中堅児童厚生員等研修会」を修了した後、認定試験に合格した者。
 - ②養成校において所定の課程を修了しその必要単位を取得した者。
- (3)「児童厚生一級特別指導員」は、次のすべてを満たすこととする。
 - ①児童厚生一級指導員の資格を有する者。
 - ②児童館・放課後児童クラブで5年（60月）以上の勤務経験を有する者。
 - ③当該資格の認定に必要な所定の課題を修了した者。
- (4)「児童健全育成指導士」は、次のすべてを満たすこととする。
 - ①児童館・放課後児童クラブで8年（96月）以上の勤務経験を有し、「全国児童厚生員等指導者養成研修会」を修了した者。
 - ②前項の研修修了後、所定の要領で実践論文を提出し、育成財団に設置する児童厚生員資格認定委員会（以下「認定委員会」という）の審査を経て適格と認められた者。

(認定要件の例外)

第6条 前条に定める要件に該当しない者であっても、認定委員会が適格と認める場合は当該資格を認定することができる。

(資格認定者)

第7条 当該資格の認定者は育成財団理事長とし、その審議については認定委員会がおこなう。

- 2 各都道府県・指定都市の児童館連絡協議会に「児童厚生二級指導員」の認定事務を委託することができ、その詳細は別に定める。
- 3 養成校に「児童厚生二級指導員」および「児童厚生一級指導員」の認定事務を委託することができ、その詳細は別に定める。
- 4 「児童健全育成指導士」の資格取得に必要な実践論文の審査は認定委員会、または認定委員会が指定する学識経験者がおこなう。
- 5 認定委員会の設置要領は別に定める。

(資格取得者の心得)

第8条 資格取得者は次の心得を遵守するものとする。

- (1) 専門的知識と技術をもとに児童健全育成活動の推進に努めること。
- (2) 資格取得後もさらに資質向上のための自己研鑽に励むこと。
- (3) 児童館・放課後児童クラブの普及・発展に尽力すること。

(資格の申請・登録)

第9条 この資格を申請する者は、所定用紙とともに必要な添付書類・諸経費を提出することとする。

(抹消および剥奪)

第10条 資格取得者が次の事項に当てはまる場合は、認定委員会はその資格を抹消・剥奪することができる。また、取得にかかった諸経費は返却しない。

- (1) 資格を自主的に返上する場合
所定書式にて届け出、資格を証する書類を返却する。
- (2) 認定要件偽って資格取得した場合
資格を無効とし登録を抹消する。
- (3) 児童健全育成従事者として不適格と認められる行為があった場合
資格を剥奪することができる。

(資格の期限)

第11条 児童厚生二級指導員、児童厚生一級指導員、児童健全育成指導士の資格は、登録完了日から発効し、前条にかかる特別な理由がない限り有効とする。また更新手続きは不要とする。

- 2 児童厚生一級特別指導員の資格は、所定の課題を修了した日から原則3年間とする。

(規程の変更)

第12条 この規程を変更するには、育成財団評議員会の承認を必要とする。

(その他)

第13条 本則に定めるもののほか、資格認定事務に必要な事案については、その内容に応じて評議員会、認定委員会、育成財団事務局にて分掌し、その都度定めることとする。

(附則)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

【一部変更】平成5年11月19日

【改正】平成8年6月14日

【改正】平成11年6月25日

【一部変更】平成12年4月1日（※法人格、名称の変更による）

【改正】平成21年4月1日

【改正】平成27年4月1日